

令和8年度（2026年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引き

天理市役所 税務課

平素は、天理市税務行政に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度の償却資産（固定資産税）の申告について、ご案内します。固定資産税は土地・家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産とは、法人や個人がその事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産をいいます。これら償却資産については、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で所有する資産を1月31日までに資産が所在する市町村へ申告していただくこととなっています。

つきましては、この「申告の手引き」を参照のうえ、下記申告期限までにご申告ください。

提出期限 令和8年2月2日（月）

○提出書類

償却資産申告書、種類別明細書（増加・全資産、減少）

○提出先及び問い合わせ先

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

天理市役所 税務課 固定資産税係 償却資産担当（庁舎2階）

電話番号：代表 0743-63-1001／内線 251・250・247

※郵送で申告される方へ

申告書（控用）の返送が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※申告にはeLTAX（エルタックス）もご利用いただけます。

※天理市ホームページ

<https://www.city.tenri.nara.jp>／[各課のご案内⇒税務課⇒償却資産]

【重要なお知らせ】

○申告書は複写式ではなく单票となっています。

控えが必要な場合は、写しを取ってからご提出ください。

○申告書を郵送でご提出される方で、受付印を押した申告書の控えが必要な場合は、

申告書の控え及び返信用封筒（切手添付・宛名記入）を必ず同封してください。

切手が貼られていない場合や、返信用封筒が同封されていない場合はご返送致しかねます。

目次

頁

I 償却資産の概要

1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と具体例	1
3 業種別の償却資産の具体例	2
4 家屋と償却資産の区分	2

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方	4
2 提出が必要な書類について	4
3 電子申告について	5
4 不申告又は虚偽の申告について	5
5 過年度への遡及について	6
6 申告の対象となる資産について	6
7 法人税・所得税との比較	7
8 リース資産の取扱い	8
9 少額減価償却資産の取扱い	9

III 償却資産申告書の書き方

1 申告書の書き方	10
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	12
3 種類別明細書（減少資産用）の書き方	14

IV 税額計算と納付方法について

1 納税義務者	16
2 償却資産の評価方法	16
3 課税標準額及び税額	17
4 課税標準の特例	17
5 免税点	17
6 納付方法及び納期	18

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法により損金又は必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有する資産を含む）をいいます（地方税法第341条第4項）。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産の種類ごとに具体例を例示すると、次の通りです。

種類の種類		主な償却資産の具体例
第1種	構築物	軌道、貯水池、煙突、緑化施設、外灯、舗装路面（コンクリート及びアスファルト）、門、コンクリートブロック塀その他土地に定着する土木設備等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、屋外給排水及びガス設備、可動式間仕切、賃借人等（テナント）が取り付けたテナント内装・給排水設備・電気設備等
第2種	機械及び装置	電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、印刷機械、医療用機械、冷暖房用（ボイラー燃焼装置、冷凍機等）の付属機械、太陽光発電設備、ブルドーザー等の自走式作業用機械装置（分類番号0、00～09、000～099ナンバーの大型特殊自動車）等
第3種	船舶	一般船舶（鋼船、木船）、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	自転車、貸車、客車、フォークリフトなどの構内運搬車両（分類番号9、90～99、900～999ナンバーの大型特殊自動車）等 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除かれます。
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、放送設備、ロッカー、応接セット、テレビ、陳列ケース、医療機器、理・美容機器、歯科治療ユニット、取付工具、鍛圧工具、切削工具、冷暖房用具、複写機、自動販売機、看板、ネオンサイン、ルームエアコン、パチンコ台等

なお、大型特殊車両の車両条件については次のとおりです（道路運送車両法施行規則第2条別表第1）。

種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/h超	4.7m超	1.7m超	2.8m超
					<u>上記各項目に1つでも該当すれば 大型特殊自動車に該当します。</u>
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/h以上			
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車				

3 業種別の償却資産の具体例

償却資産の具体例を業種別に例示すると、次の通りです。

業種	主な償却資産の具体例 ()内は標準的な耐用年数の例示です。
各業種で共通のもの	タイムレコーダー(4)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、複写機(5)、ファクシミリ(5)、金庫(20)、電話機(6)、ルームエアコン(6)、ロッカー(15)、金属製の事務机及び椅子(15)、カーテン(3)、応接セット(8)、簡易間仕切(15)、テレビ(5)、自動販売機(5)、看板(3)等
製造業	金属製品製造設備(6)、食料品製造設備(10)、ボール盤(10)、スライス盤(10)、プレス盤(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)等
建設業	ブルドーザー(8)、パワーショベル(8)、トロッコ(5)、フォークリフト(4)等
飲食業	室内装飾品(15)、接客用の机及び椅子(5)、厨房用具(2又は5)、冷凍冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5)等
小売業	商品陳列棚・ケース(6又は8)、冷蔵ストッカー(4)、レジスター(5)等
医業	救急車(5)、消毒滅菌用機器(4)、手術機器(5)、ベッド(8)、調剤機器(6)、レントゲン装置(4又は6)、レントゲン車(5)、歯科診療ユニット(7)、ファイバースコープ(6)等
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、タオル蒸し機(5)、パーマ機(5)、サインポール(3)、湯沸し機(6)等
不動産貸付業	屋外給排水及びガス設備(15)、受変電設備(15)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、外灯(10)等
駐車場業	金属フェンス(10)、外灯(10)、駐車場料金清算機(5)、コンクリートブロック塀(15)、コンクリート敷舗装路面(15)、アスファルト敷舗装路面(10)等
農業	ビニールハウス(10)、温室管理装置(10)、乾燥機(10)等

※ あくまで一般的な業種別の資産と耐用年数の例示ですので、これら以外の資産についても精査いただき、対象となるものを申告してください。

4 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税の取扱いでは、当該設備を家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と建築設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは第3頁の償却資産と家屋の分類をご覧ください。

家屋と建築設備等の所有者が異なる場合

賃借人等（テナント）が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人等（テナント）の方が償却資産としてご申告ください（地方税法第343条第10項、天理市税賦課徴収条例第54条第8項）。

※「賃借人等（テナント）」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

なお、一般的な設備等の家屋と償却資産の分類については、次のとおりです。

設備等の分類	設備等の細目	家屋と設備等の所有者			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装造作工事	外壁、内壁、天井、床、建具、店舗用造作等工事一式	○		○
	外構工事	コンクリートブロック塀、金属製フェンス、外灯、緑化施設、アスファルト舗装路面等		○	○
電気設備	受電設備	設備一式		○	○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	○
	太陽光発電設備	発電設備一式（屋根と一体型ではない据置型のもの）		○	○
		発電設備一式（屋根と一体型のもの）			
		※パネル以外の接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力計等は償却資産です。	○		○
	LAN設備	設備一式		○	○
	電力引込設備	設備一式		○	○
	照明設備	屋外設備一式		○	○
	照明器具設備	屋内設備一式	○		○
	電灯コンセント配線設備	屋外設備一式		○	○
		屋内設備一式	○		○
	電話等設備	電話機、交換機等の機器		○	○
		電話配線設備（配線及び配管、ブルボックス等）	○		○
	インターホン設備	マンション等の集合住宅用の玄関機、親機、子機等	○		○
給排水・衛生設備	拡声放送設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	○		○
		配管、配線等	○		○
	火災非常放送等設備	設備一式	○		○
給排水・衛生設備	給水設備・排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	○
		屋内設備、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器等）		○	○
		局所式給湯設備（浴室、キッチン、洗面所、床暖房用等） 中央式給湯設備	○		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	○
		屋内設備等	○		○
	衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器、流し、浴槽、シャワー等）	○		○
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン		○	○
		埋込型エアコン	○		○
	換気設備	ドラフトチャンバー、スクラバー等		○	○
		換気扇・換気口・送風機・排風機、ダクト、吹出口、天井扇	○		○
その他の設備	消火・消防設備	消火器、ホース、ノズル、避難用具等		○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等	○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○	○
		エレベーター、エスカレーター、メールシート設備、 小荷物専用昇降機等	○		○
	厨房設備	レストラン等の厨房設備一式（流し台、調理台、調理機器、食器洗浄機、製氷機、冷凍・冷蔵庫等）		○	○
		システムキッチン	○		○
	駐車・駐輪場設備	家屋の要件を満たさない自転車置場、車庫等		○	○
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、簡易間仕切（衝立）、広告塔、看板、ネオンサイン、文字看板、袖看板、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブライント等		○	○

※ 家屋と設備等の所有者が同じ場合は、表中の「家屋に含めるもの」はすべて家屋として取り扱いますので、償却資産として取り扱いません。

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

償却資産の申告が必要な方は、毎年1月1日時点において、天理市内で事業を営まれている法人及び個人の方です。

ただし、次の①～④に該当する方々も償却資産の所有者として申告が必要となります。

- ① 償却資産を天理市内に賃貸されている方（詳しくは第8頁「リース資産の取扱い」をご覧ください）
- ② 割賦販売など、所有権が売主に留保されている状態にある償却資産は買主の方（詳しくは第8頁「リース資産の取扱い」をご覧ください）
- ③ 償却資産の所有者がわからない場合は、実際に使用されている方
- ④ 赤字決算等により法人税や所得税の課税が無い方

2 提出が必要な書類について

- ① はじめて申告される方…全資産を申告してください。

申告対象者	① 前年中に天理市内で新たに事業所を開設された方（リース資産等を市内に設置された方も含みます）。 ② 今回、はじめて償却資産申告書が送られてきた方（お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得価額が印字されていない方）。
申告対象となる資産	1月1日現在、天理市内で所有しているすべての償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（全資産用）
その他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

- ② 昨年に引き続き申告される方…資産の増加又は減少を申告してください。

申告対象者	前年までに申告された方（お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得価額が印字されている方）。
申告対象となる資産	前年1月2日以降、賦課期日までに増加又は減少した資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	償却資産の増減がない場合は、償却資産申告書18「備考（添付書類等）」の①の「償却資産に増減なし」の項目にチェックを入れていただき、申告書を提出してください。

③ 該当する資産のない方

償却資産を所有していない方は、償却資産申告書18「備考（添付書類等）」の①の「該当する償却資産なし」の項目にチェックをつけていただき、申告書を提出してください。また、転出・廃業・合併等があった方は、償却資産申告書18「備考（添付書類等）」の①の「転出・廃業・合併等」の項目にチェックをつけていただき、年月日を記入し、具体的な内容を記載のうえ申告書を提出してください。

④ 電算処理により独自様式で申告される方…全資産を申告してください。

申告対象者		電算処理による独自様式により申告される方
申告対象となる資産		1月1日現在、天理市内で所有しているすべての償却資産
提出する書類	償却資産申告書	① 申告書様式は、 <u>地方税法施行規則第14条第26号様式、同別表1</u> に基づいて作成してください。 ② 申告書のうち、「評価額（木）」、「決定価格（ヘ）」、「課税標準額（ト）」の欄は、必ず記入してください。 ③ 所有者コード欄については、納税通知書に記載の同コードを記載してください。はじめて申告される方は記載しないでください。
	種類別明細書（全資産用）	次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数（改正耐用年数を含む）・価額・特例率（該当がある場合）・増加事由（1～4）
その他		① 資産内容が前年と変更がない場合でも、毎年すべての償却資産について申告してください。 ② 前年に申告された方であっても、増減のあった資産だけではなく毎年すべての償却資産について申告してください。

3 電子申告について

地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)を利用し、インターネットを通して償却資産の申告を行うことが可能です。申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ホームページをご覧いただき、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

- ・ ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>(iはいずれも小文字のエル)
- ・ 利用時間 8：30～24：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
※1月6日～1月31日は24時間利用可（毎週月曜日は上記の利用時間）
- ・ ヘルプデスク 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
TEL：0570-081459(つながらない場合 03-5521-0019)

4 不申告または虚偽の申告について

正当な理由がなく申告されない場合は、10万円以下の過料が科されることがあるほか、延滞金を加算して不足額を徴収する場合がありますので、必ず申告してください（地方税法第386条、天理市税賦課徴収条例第75条）。

また、虚偽の申告をされた場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります（地方税法第385条）。

5 過年度への遡及について

申告漏れや錯誤等が判明した場合、資産所有状況に変更があった年度の申告内容を修正してください。その結果、過年度の課税標準額が変更された場合、遡及して課税することとなります（ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年）。

なお、過年度分の課税が発生した場合、通常の納期とは異なり納期は1回となりますのであらかじめご承知おきください。

6 申告の対象となる資産について

償却資産として申告の対象となる資産は、毎年1月1日時点で天理市内に所有されており、事業の用に供することができる資産です。

ただし、次の資産も償却資産として申告対象となります。

- ① **償却済資産・簿外資産・遊休資産**のうち、事業の用に供することができる資産
- ② **決算日以後に取得した未稼働資産**で、事業の用に供することができる資産
- ③ **割賦購入資産で割賦金の完済していない資産**であっても、事業の用に供することができる資産
- ④ **建設仮勘定で経理されている資産**であっても、事業の用に供することができる資産
- ⑤ **他の者から借り受けた資産**で、事業の用に供することができる資産
- ⑥ **改良費**（家屋に家屋の所有者以外のものが事業の用に供するために経費を支出して改修を施し当該家屋の価値に増加を及ぼし独立した所有権が生じた資産）
- ⑦ **美術品**（取得価額が1点あたり100万円未満のもの）

なお、次の資産は申告の対象となりません。

- ① **無形減価償却資産**（特許権、営業権等）
- ② **自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産**
- ③ 使用可能期間が1年未満または1個（または1組）あたりの取得価額が10万円未満の資産で、法人税・所得税の規定により税務会計上一時に損金または必要経費に算入された資産
- ④ 1個（または1組）あたりの取得価額が20万円未満の資産で、法人税・所得税の規定により税務会計上一括償却資産として3年間一括で損金または必要経費に算入された資産
- ⑤ 平成20年4月1日以後に締結された売買とされるリース取引のうち、リース総額が20万円未満で、法人税・所得税の規定により③または④の特例の適用をうけた資産
- ⑥ **棚卸資産**（本来減価償却すべき資産を除く）
- ⑦ **繰延資産**（開業費、開発費等）
- ⑧ **牛、馬、果樹等の生物**（観賞用、興用の用に供する生物を除く）
- ⑨ **美術品**（取得価額が1点あたり100万円以上のもの）

7 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）では、法人税・所得税と扱いが異なる点がありますので、次の注意点等を参照してください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法（注1）	定率法のみ ※減価率は平成19年3月31日以前取得資産に適用していた「旧定率法」で使用する償却率と同じ	【平成10年3月31日以前取得】 旧定率法・旧定額法の選択制 【平成10年4月1日以後～平成19年3月31日以前取得】 旧定率法・旧定額法の選択制（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法・定額法の選択制（建物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注2）	認められない。	認められる。
特別償却、割増償却	認められない。	認められる。
増加償却	認められる。	認められる。
簿外資産、償却済資産 建設仮勘定（注3）	事業の用に供している場合は課税対象となります。	減価償却していない。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	1円（備忘価格）
所有権移転外ファイナンス リース取引の取扱い	貸借人（貸している人）の償却資産として課税対象となります。	貸借人（借りている人）の減価償却資産となります。
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	課税対象となります。	損金又は必要経費に算入可能。（租税特別措置法第28条の2、同法67条の5）
一括償却資産（注4）	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外。	3年間で損金又は必要経費に算入可能。（法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条）
少額の減価償却資産（注5）	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外。	損金に算入可能、必要経費に算入。（法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）

- (注1) 平成19年度の税制改正により国税の減価償却制度が改正され、償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額の廃止、新たな定率法（250%定率法）が導入されましたが、固定資産税の評価上は従前と変更がなく、評価額は取得価額の5%、旧定率法の償却率により償却を行います。
- (注2) 圧縮記帳の制度は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を申告してください。
- (注3) 建設仮勘定は事業の用に供している場合、国税でも減価償却が認められています。
- (注4) 法人又は個人の方で3年間で損金又は必要経費に算入されていない場合、当該資産は償却資産として申告の対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記載の上申告してください（詳しくは、第9頁「少額減価償却資産の取扱い」をご覧ください）。
- (注5) 法人の方で一時に損金に算入されていない場合、当該資産は償却資産として申告の対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記載の上申告してください（詳しくは、第9頁「少額減価償却資産の取扱い」をご覧ください）。

8 リース資産の取扱い

リースに供されている資産は、原則として、賃貸人（貸している方）の償却資産として申告の対象となります。ただし、リース契約の内容が実質的に売買取引に相当する場合、賃借人（借りている方）の償却資産として申告の対象となります。

リース契約の内容と償却資産申告の要否

リース契約の内容	賃借人（借りている方）	賃貸人（貸している方）
通常の賃貸借取引	× (申告不要)	○ (申告必要)
売買取引に相当	○ (申告必要)	× (申告不要)

- ※ リース契約の内容が売買取引に相当する場合とは、以下のいずれにも該当する場合をいいます。
 - ・ 貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途において、その解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
 - ・ 賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的利益を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- ※ 割賦販売などで購入した所有権留保付売買資産は、原則として、買主の方の償却資産として申告の対象となります。
- ※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース契約（所有権移転外ファイナンスリース）により取得したリース資産は、賃貸人（貸している方）の償却資産として申告対象となります。また、そのうち、少額減価償却資産又は一括償却資産の特例を受けたものについては、申告の対象となりません（詳しくは、第 9 頁「少額減価償却資産の取扱い」をご覧ください）。

9 少額減価償却資産の取扱い

少額減価償却資産とは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金又は必要経費に算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものといい、償却資産の申告対象となりません（地方税法第 341 条第 4 項、地方税法施行令第 49 条）。

ただし、取得価額 30 万円未満の資産のうち、中小企業特例を適用して損金に算入した資産及び法人税法又は所得税法上個別に減価償却を行った資産は、償却資産の申告の対象となります。

経理区分と償却資産申告の要否

経理区分	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却資産（注1）	○	○	○	○
中小企業特例（注2）	○	○	○	
一時損金算入（注3）	×			
3 年一括償却（注4）	×	×		

○ = 申告必要 × = 申告不要

- (注1) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。
- (注2) 中小企業特例を適用できるのは、中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した 30 万円の資産に該当するもの
- (注3) 所得税法施行令第 138 条又は法人税法施行令第 133 条に該当するもの
- (注4) 所得税法施行令第 139 条第 1 項又は法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 に該当するもの

方書きの書の告申申請資産却償

〔記入例〕 申告書の書き方

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1 住所 | … 住所(又は納税通知書送付先)を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 2 氏名 | … 氏名を記入してください。法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。
押印は不要です。 |
| <input type="checkbox"/> 3 個人番号又は法人番号 | … 個人番号(マイナンバー)12桁、又は、法人番号13桁を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 4 事業種目(資本金等の金額)
事業開始年度 | … 事業の内容及び、事業を開始した年月を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 5 この申告に応答する者の係及び氏名
税理士等の氏名 | … この申告に閲して応答する者、税理士等の氏名・電話番号を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 6 短縮耐用年数の承認等 | … それぞれ該当する方を○で囲んでください。 |
| <input type="checkbox"/> 7 市(区)町村内における事業所等
資産の所在地 | … 資産が所在する市内の事業所等を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 8 借用資産 | … 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主(リース会社など)の名称等を記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 9 事業所用家屋の所有区分 | … 該当する方を○で囲んでください。 |
| <input type="checkbox"/> 10 備考 | … ①:該当する項目があればチェックをつけてください。
②:住所や名称の変更等があればその具体的な内容を記入してください。
また、その他特記事項があれば記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> 11 取得価額 | … (イ):前年前に取得した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。
(以前より申告いただいている場合は、前年度の申告状況を印字しています。)
(ロ):前年中に減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。
(ハ):前年中に増加した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。
(二):(イ)(ロ)(ハ)欄 によって算出した取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。 |

（記入例）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

種類別明細書 (増加資産・全資産用)										
行番号		資産コード		資産の名称等		取扱年月		耐用年数		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
年度	所 有 者 コ ー ド	資産コード	資産の名称等	取扱年月	数量	年号	年	月	年	
令和 8	所 有 者 コ ー ド	資産コード	資産の名称等	取扱年月	数量	年号	年	月	年	
種類別明細書 (増加資産・全資産用)										
○○○○株式会社										
所有者名										
概要										
増加事由										
課税標準額										
課税標準額の特例										
税率										
コード										
税額										
減価残高										
耐用年数										
取扱年月										
数量										
資産の名称等										
資産コード										
行番号										
種類別明細書 (増加資産・全資産用)										
01	1	記入する必要はありません	屋外給排水設備	1	5	7	5	1	800,000	
02	2	記入する必要はありません	パワーコンディショナー	1	5	7	5	2	300,000	
03	2	記入する必要はありません	货架	1	5	7	6	1	500,000	
04	2	記入する必要はありません	太陽光発電設備	1	5	7	8	15	000,000	
05	6	記入する必要はありません	パソコン	2	4	29	10	210	000	
06	6	記入する必要はありません	応接セット	1	5	3	10	150	000	
07	6	記入する必要はありません	複写機	1	5	7	11	450	000	
08									0	
09									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
小計										21,410,000

1	資産の種類	…	以下の数字で記入してください。	1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機 5:車両及び運搬工具 6:工具、器具及び備品
2	資産の名称等	…	資産の名称を記入してください。	
3	数量	…	数量を記入してください。	
4	取得年月	…	資産を取得した年月を記入してください。年号欄は以下の数字で記入してください。	3:昭和 4:平成 5:令和
5	取得価額	…	資産を取得するために要した金額を記入してください。	
6	耐用年数	…	法定耐用年数に基づいて耐用年数を記入してください。	
7	増加事由	…	資産の増加事由に対応する番号を○で囲んでください。	1:新品取得 2:中古品取得 3:移動による受入れ 4:その他
8	摘要	…	特例適用資産や非課税資産等がある場合は、その旨を記入してください。	また、増加事由で4を選んだ場合やその他特記事項があれば記入してください。

【記入例】種類別明細書（減少資産用）の書き方

1	資産の種類	本市から「種類別明細書」を送付している場合はリストを参照しながら記入してください。	
2	抹消コード(資産コード)		
3	資産の名称等		
4	数量	…	一部減少の場合は、減少した数量を記入してください。
5	取得年月	…	年号欄(は以下の数字で記入してください。 3:昭和 4:平成 5:令和
6	取得価額	…	一部減少の場合は、減少した分の取得価額を記入してください。
7	耐用年数	…	減少した資産の耐用年数を記入してください。
8	減少の事由及び区分	…	それぞれに該当するものを○で囲んでください。 【減少の事由】 1:売却 2:滅失 3:移動 4:その他 【区分】 1:全部減少 2:一部減少
9	摘要	…	減少事由が「売却」の場合は、売却先の名称を記入してください。 減少事由が「移動」の場合は、移動先の名称を記入してください。 減少事由が「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 また、その他特記事項があれば記入してください。

IV 税額計算と納付方法について

1 納税義務者

毎年1月1日時点で天理市において償却資産を所有する方です（地方税法第343条第3項）。

2 債却資産の評価方法

償却資産の評価額は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づき、償却資産の取得年月日・取得価額・耐用年数を基本として、申告いただいた資産1個（又は1組）ごとに次の算式により求めます。

$$\boxed{\text{前年中に取得した資産}} \quad \text{取得価額} \times (1 - r / 2) = \text{評価額}$$
$$\boxed{\text{前年前に取得した資産}} \quad \text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$$

減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
		r	1 - r / 2	1 - r	r	1 - r / 2	1 - r	r	1 - r / 2	1 - r	r
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954

※ なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%の額が評価額になります。

（計算例）調剤機器一台あたりの評価額

- 取得価額 300,000円
- 取得年月 前年中に取得
- 耐用年数 6年

- A) 今年度 $300,000 \text{円} \times (1 - 0.319/2) = 252,000 \text{円}$ （前年中に取得した資産）
B) 翌年度 $252,000 \text{円} \times (1 - 0.319) = 171,612 \text{円}$ （前年前に取得した資産）

以降、毎年同様の方法で最低限度の15,000円（300,000円×5%）まで償却します。

3 課税標準額及び税額

前記2「償却資産の評価方法」により算出した各資産の評価額の合計を課税標準額とし、税率（1.4%）を乗じた金額が固定資産税額となります。

ただし、償却資産の他に土地や家屋などの固定資産を所有されている場合は、土地・家屋・償却資産の合計額が固定資産税の税額になります。

（計算例）課税標準額 5,000,000円×1.4%＝70,000円

4 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条において、課税標準の特例が設けられており、該当する資産について税負担の軽減が図られています。

該当する資産を所有している場合は、「特例適用申告書（天理市ホームページでダウンロードできます）」及び「特例に該当することが確認できる書類等」の提出を行って下さい。各特例の詳細はホームページをご覧下さい。

【主な特例について】

地方税法条項	対象資産	適用期間	特例率		
第349条の3第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	期限なし	1/2(1/2軽減)		
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	期限なし	1/2(1/2軽減)		
第349条の3第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員5名以下に限る）の用に供する償却資産	期限なし	1/2(1/2軽減)		
地方税法附則条項	対象資産	貰上げ表明	取得時期		
(旧法)第15条第45項	先端設備等導入計画により取得した機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具・備品、建物附属設備	なし	R5.4.1～R7.3.31		
		あり	R6.4.1～R7.3.31		
地方税法附則条項	対象資産	貰上げ表明	取得時期	適用期間	特例率
第15条第43項	先端設備等導入計画により取得した機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具・備品、建物附属設備	あり(1.5%以上)	R7.4.1～R9.3.31	3年	1/2(1/2軽減)
		あり(3%以上)	R7.4.1～R9.3.31	5年	1/4(3/4軽減)

5 免税点

免税点とは、課税標準額が一定の金額に達しない場合に課税しないこととされている金額のことをいいます。償却資産においては、その課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されないこととされています。課税標準額は、各資産の評価額の合計を資産が所在する市町村ごとに合算した金額です。ただし、免税点に達しない場合であっても、償却資産申告書を提出いただく必要があります。

6 納付方法及び納期

納付方法については、次の2種類からご選択ください。

- ① 全期前納………1年分を一括して納付していただく方法。
② 分納………1年分を4期に分けて納付していただく方法。

なお、口座振替をご利用される場合、指定の取扱金融機関でお手続きいただくことになります。詳細については、収税課へお問い合わせください（[TEL:0743-63-1001](tel:0743-63-1001)／内線203・204）。

固定資産税の納期については、次の通りです。

納付方法	納 期	
全期前納の場合	4月15日～4月30日	
分納の場合	第1期	4月15日～4月30日
	第2期	7月15日～7月31日
	第3期	12月15日～12月25日
	第4期	2月15日～2月末日

※納期限（納期の最終日）が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合、その翌日が納期限となります。

（注意）過年度分の納付について

申告の遅れ等により過年度分の課税が発生した場合、納付方法は一括のみとなります。また、その納期限は申告書提出の1ヶ月～2ヶ月後となります

（参考）ご提出の前に次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に事業所の所在地及び屋号は記載されていますか？
- 申告書に個人番号又は法人番号は記載されていますか？
- 控えが必要な方は、写しを取りましたか？

天理市では、国の指導に基づき未申告調査を強化しておりますので、
償却資産申告へのご理解とご協力をお願いします。